

正誤

令和七年六月二十日（号外第百三十七号）公布
法務省令第三十八号（法務局及び地方法務局の支
局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一
部を改正する省令）

（原稿誤り）

五九ページ第一条改正後欄管轄区域欄中四行目
から五行目までは次のとおりの誤り。

中種子町 南種子町

同ページ第一条改正前欄管轄区域欄中四行目か
ら五行目までは次のとおりの誤り。

中種子町 南種子町

令和七年七月一日（号外第百四十九号）公布厚
生労働省令第七十一号（雇用保険法施行規則の一
部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ改正後欄及び改正前欄一行目の前に
次を加える。

附則

ページ段行 誤 正

令和七年二月四日外務省告示第五十九号（独立
行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ
及びロの外務大臣が指定する者を告示する件の一
部を改正する件）

（原稿誤り）

一下改正後欄第二号、第四号（第二号から第五
号まで）
五号及び第五号
ノノ改正前欄第二号及び第四号（第二号から第四
号まで）
ノノ改正後欄第二号及び第四号（第二号から第四
号まで）

令和七年七月二日（号外第百五十号）財務省
告示第百七十六号（中華人民共和国（香港地域及
びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に
ついて関税定率法第八条第一項及び第二項の規定
により不当廉売関税を課することが決定した件）

（原稿誤り）

六五上 六CO., Ltd. |Co., Ltd.

令和七年七月七日官庁報告欄法務省告示配第五
十三号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

一〇ページ四段終りから一七行目から一六行目
までを削除する。